

6月27日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第43号 始良市行政改革推進委員会条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会
条例の一部を改正する条例の件

日程第2、議案第44号 始良市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の件

日程第3、議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第4、議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件

日程第5、議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件

日程第6、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）

及び

日程第7、議案第49号 財産の取得に関する件

までの、7案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） 7案件については、6月14日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

5名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） まず、質疑に入る前に、この梅雨のため長雨が続けております。私、昨日池島地区、平松地区、脇元地区を車で巡回して回ったところ、池島地区の啓明幼稚園のところちょうど信号機があって、そこがほげているんですよ。それと平松地区も脇元地区もほげていました。

ですから、きのう建設部のほうに電話をして、あそこは幼稚園生とか一般の市民が通って危ないのではないかということで、ちょうどきのう午後4時ごろ電話をしたら、早速対応していただきまして、用地課の古川さんという方が電話を取って、道路維持係のほうに回して、もう5時15分までにはきれいに復旧がなされていました。

きのう5時15分に行ってみたんです。そしたらもう1時間もたたないうちに、きれいに復旧がなされておりました。立派な心がけの職員、迅速を求められておりますが、そういうことで私も気持ちがよくなって、今からの質疑もうまくいくんじゃないかと思えます。

それでは質疑に入ります。議案第43号、第2条の2行政改革の実施状況はどうであったか過去2年間、またその評価はどうだったのかをお伺いいたします。第3条委員15人以内から委員10人以内になる理由はなんですか。15人から10人になるということで、どこを削減するのですか。

議案第44号、第10条第1項中、ひらがなの「きそん」を難しいこの「毀損」に改めとあるが、私は難しいと考えますがどうですか。当用漢字にあるのですか。

始良市手数料条例の一部改正第2条住民基本台帳カードの交付及び再交付一通につき500円、外国人の登録原票記載事項証明1件につき200円を、住民基本台帳カードの交付及び再交付一通につき500円に改めるのは、外国人の登録原票記載事項証明は無料ということか、これはどうしてですか。

議案第45号、小規模住宅型児童養育事業、児童福祉施設または知的障がい者援護施設等、里親はそれぞれ何人いるのか、ひとり親家庭等医療費助成額は幾らか、母子家庭、父子家庭等はどのようになっているのか。

議案第46号、市1割、公造林者9割を市1割、造林者9割に改める。なぜそうなるのか、根拠は何ですか。始良市部分林は幾らあるのか、これは同僚議員が一般質問を先日されましたが、ここで質疑をいたします。始良地区、加治木地区、蒲生地区それぞれ市部分林はどのようになっているのか、また管理はどのようになっているのですか。

議案第48号、4ページの市民農園整備事業590万円が補正後290万円に、さえずりの森整備事業2,320万円が補正後1,160万円になっておりますが、どうしてですか。繰上償還とか、または低利債に借りかえるからですか。その内容をお伺いいたします。

1問目は以上でございます。（発言する者あり）

漏れがありましたので、議案第43号の（3）第7条推進課と推進室の違いはなんですか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第43号 始良市行政改革推進委員会条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についての、1点目のご質疑にお答えいたします。

市におきましては、昨年2月に始良市行政改革大綱を策定し、また昨年12月には当該大綱に基づく実施計画のほか、7つの基本指針を策定し、市議会にも報告をしてきたところであります。

現在、実施計画の進捗状況等について、各所管部署において取りまとめるよう指示しているところであり、今年度中にその結果を公表することとしております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

現在の行政改革推進委員会の皆様には、行政改革大綱をはじめ、各種基本指針等の策定に携わっていただきました。大綱等の策定に際しましては、学識経験者のほか企業代表や、市民代表など大所高所からの意見・提言をいただく必要があったことから、委員の定数を15人以内と規定しておりました。このたび大綱等が決定し、所期の目的を達成したことから、来年度から委嘱する行政改革推進委員会の委員につきましては、その定数を10人以内に改めるものであります。

3点目のご質疑についてお答えをいたします。

行政改革推進室は始良市部設置条例第2条に規定する部相当の内部組織であり、行政改革推進課は、始良市行政組織規則第6条及び別表第1に規定する当該室に属する課であります。今回の改正は、本市における他の附属機関関係条例との整合性を図るために改正するものであります。

次に、議案第44号 始良市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の件についての、1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の一部改正議案にあります「毀損」は、さきに文部省から示されていた常用漢字表が平成22年11月に改められ、法令における漢字使用等については、常用漢字表に基づいて表記するという内閣法制局の通知により改正するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

外国人の市民につきましては外国人登録法の廃止に伴い、これまであった外国人登録原票が廃止されますので、外国人の登録原票記載事項証明がなくなり、日本人同様、住民票が証明書となります。

次に、議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

小規模住居型児童養育施設につきましては、市内には設置されておりません。ご質疑の児童福祉施設、または、知的障がい者援護施設等に入所する児童数は、本年6月1日現在で認可保育所の入所者1,480人を含む、合計1,565人であります。里親に委託されている児童は2人であります。

また、ひとり親家庭等医療費助成事業による医療費扶助費の本年度当初予算額は4,330万円であります。そのうち母子家庭が874世帯で4,000万円、父子家庭等が74世帯で330万円であります。

次に、議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑について、里山和子議員のご質疑にも合わせてお答えいたします。

第15条第2項第1号中の市1割、公造林者9割は、始良市部分林条例制定時の誤植であり、公を削除するものです。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

始良市の部分林は、現在1,269件あり、面積は911haであります。そのうち始良地区が323件で面積は297.3ha、蒲生地区が946件で面積は613.7haであり、加治木地区には部分林はありません。

また、各地区の収益分収割合は、始良地区が市1割、造林者9割から市5割、造林者5割までの範囲で設定されており、蒲生地区が市1割、造林者9割から、市3割、造林者7割までの範囲で設定されております。管理につきましては、同条例第10条に規定されておりますとおり造林者が管理することとなっております。

次に、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）についてのご質疑にお答えいたします。

市民農園整備事業及びさえずりの森整備事業にかかる地方債の減額は、去る5月10日に平成24年度鹿児島県地域振興推進事業補助金の交付決定を受けたことにより、当該2事業の財源として当初予算で計上していた地方債の一部を県支出金に組みかえるものであります。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） 今詳細な副市長の答弁をいただきましたが、今、答弁をいただいた中で、議案第43号ですが、私の通告は、この15人を10人に減らすということは、大所高所からの意見・提言をいただく必要があったことからということで、やっぱり委員の定数を15人以内と規定していたと、15人から10人に削減するこの5人はどこと、どこどこを削減するか、そのことについてお尋ねをいたします。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

この15名から10名に5名削減という形で条例改正をしておりますが、現在、委員の方々を一応13名委嘱しております。先ほど市長の答弁にもありましたように、これまで行政大綱、そして実施計画並びに基本指針等7つをすべて昨年の12月まで策定していただきました。

今後は、この行革については、これについての評価もしくは進捗状況についてのご意見等をいただ

きたいということで、今回の改正の中に附則で、今までの委員の方が一応、ことしの10月で任期切れになります。この方々を途中になりますので、来年の3月まで委員をお願いするという形を取っております。

その中で、委員に関しましては識見を有する方々ということで、前合併協議会の中の委員の方々の中から一応選任させていただきましたので、あくまでもその中でしましたので、今の段階では、どの方がどこの部分を削減するという考えが、まだ今のところ持っておりませんが、今回、この条例が通りましたら来年3月をもって改正になりますので、その時点で考えたいと思っております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 来年の3月に決まると、その5人、削減15人から10人になるというのは。

今ちょっと推進室長の説明の中に、識見を有するもの、学識経験者、これが全部5人に該当するのかな。3問目のまだほかにもありますから、3問目のところで答えてください。ここであなたが答えてしまえば、私は3問目は質問できませんので。

そしたら、3問目になりますので、議案第44号、始良市に住民登録をしている外国人は何人おられますか。例えばアメリカとか韓国、中国、そのほかもろもろの方が始良市に今住民登録をしておられると思うんですが、その国別の内容と人数をお伺いいたします。

次に、帰化というのがありますが、帰化にはこれは該当しないかもわかりませんが、帰化にはどのような手続きが必要なのか、また帰化した家族、その住人が始良市に何人おられるのか。

次、議案第45号、1問目で詳しく副市長が答弁をしてくださいましたが、小規模住宅型児童養育事業の内容についてお伺いいたします。

2つ目は、児童福祉施設または知的障がい者援護施設等の具体的内容についてお伺いをいたします。

それから、一番最後、議案第48号、さえずりの森整備事業は、これは私も行って見たことがあります。すばらしい施設だというふうに認識をしておりますが、この整備事業はいつ始まったのか、そして今現在、起債の残額は幾らになるのか。また、この「さえずりの森」の利用者はどのようになっているか、つぶさに説明をしていただきたいと思います。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

先ほども述べましたように、最初の平成22年度に委員の委嘱をお願いするときに、合併協議会の中で識見を有する方々がいらっしゃらないということで、その中で選任をいたしました。

その選任した13名のうち、一応11名がそういう形、あと2名に関しては、今回条例改正でも正式に条例上に載せて公募、一般の方々から2名を入れておりますので、合計13名、そういう方で11名選んだ中に、先ほど言いましたように副市長の答弁にありましたように、学識経験者の中の方々、それから企業代表、市民団体の代表という方々がいらっしゃったということになっておりますので、すべてが識見を有する方々という形で選任いたしております。

○市民生活部長（木上健二君） お答えします。

始良市における外国人の登録者数ですが、本年5月末現在で21カ国、合計が133名でございます。主な国は中国が63人、フィリピン22人、あと韓国、米国、フランス、インドネシアとなっております。

それから帰化でございますが、これにつきましては帰化をしたいという方につきましては、所在地

の法務局、また地方法務局に出頭しまして、書面によって法務大臣に許可を申請をするということになります。この書類も、許可申請とか履歴書とか、非常に膨大であるというふう聞いております。

また、始良市における帰化の人数というのは、個々それぞれ国に対して申請がされますので把握はしていません。ただ、法務省が公表している資料によりますと、全国では昨年、23年の1年間に1万359人が帰化許可をされております。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 3点目のご質問にお答えいたします。

さえずりの森につきましては、平成元年から整備が進んでおるわけですが、予算にありますさえずりの森整備事業は、平成23年度から県の地域振興推進事業を活用して実施しております。それと、平成23年度は起債の借り入れは行っておりません。また、さえずりの森に関する起債の残額はございません。

それと、施設の利用者ですが、平成11年の6,096人をピークに徐々に減少をしております。平成23年は2,572名でありました。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

小規模住居型児童養育事業とはということでございますが、これにつきましては、保護者のない児童、又は保護者に監護をさせることが不相当であると認められる児童を五、六人の定員の住居に入居させて、家庭的な養育環境のもとで児童の自立を支援するものでございます。

それと、児童福祉施設と知的障がい者援護施設等の具体的内容ということでございますが、知的障がい者援護施設は法改正によりまして児童福祉施設に含まれることになっております。具体的な内容につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

只今のご質疑の知的障がい者援護施設は、ただいま申し上げましたように児童福祉施設に含まれることになりましたが、その施設といたしましては助産施設、乳児院母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設などがございます。

始良市内では、そのうち認可保育所に1,480人、それから児童養護施設の、これは若葉学園ですけれども76人、母子生活支援施設、これは幸和寮に8人、それから障がい児入所施設として南九病院内にございますが1人入所している状況でございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、田口議員の質疑は終わりますが、議案第46号については、里山議員と重複質疑がございます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。これで田口議員との重複分についての質疑は終わります。

次に、23番、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件についてお尋ねいたします。

1番目に、第15条の第2項ただし市長が特に認めた場合はこの限りではないと改正後追加されておりますが、特に認めた場合とはどういう場合を言うのでしょうか、お答えください。3番目、附則第3項が削除されたことにより、旧始良町、旧蒲生町の収益分収の割合はどのように高くなったのか伺います。

次に、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）について伺います。

6月度の補正予算として、昨年度は7,404万円が計上され、他市でも今年度、約1億円から4億円あまり計上されているようであります。

始良市の補正予算の1,277万円というのは、あまりにも補正として少ないように考えますが、議員の一般質問の政策の検討等をした上で、予算化できるものは積極的に計上すべきだと思いますがどうでしょうか。財源的にはどのくらいの余裕が、この補正を組まれたときにあったのでしょうか。

それから、3月の予算の際に、各部から要求されていた予算の積み残しを6月の補正で計上できるものもあるのではないかと思います、どうだったのでしょうか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑のうち政策的答弁については私から、そのほかの答弁については副市長がお答えいたします。

議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）についてのご質疑にお答えいたします。

本市では、市民を代表される市議会議員の政策提言をはじめ、市民からの要望・要求を真摯に検討し、実施計画を策定して歳入額を見極めた上で、各年度の当初予算を作成していくことを基本としております。

平成24年度の当初予算も、事業費について幾分の調整はいたしました。第2次始良市実施計画で決定したすべての事業について予算化いたしました。また、補正予算につきましては、当初予算の調製後に生じた事由に基づいて当初予算に追加、または変更を加えるものでありますことから、主に関連が強い国・県の法律の改正や、これに基づく予算の追加、変更がある場合、不測の災害や感染症などが発生する場合、経済情勢の変動が著しい場合、緊急的な補修・修繕などが必要で予算の不足が生じる場合などに行うものと考えております。

今回の補正予算におきましても、このような予算編成方針に基づいて各部が要求し、査定、検討した上で決定し提案させていただいたものであります。なお、財源的にはどのくらいの余裕があるのかとのご質疑についてですが、平成23年度の決算をただいま調製しており、決算剰余に対してその2分の1程度を財政調整基金に積み立てた場合、前年度繰越金として留保財源を持てる見込みであります。ただし、金額については、現在調整中であります。

しかしながら、平成24年度当初予算においても基金を繰入れての予算編成となっていることから、財源的な余裕があるとはなかなか言えない状況にあると考えております。

○副市長（大橋近義君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件についての、1点目のご質疑にお答えいたします。

市長が特に認めた場合とは、今回の改正で附則第3項を削ることにより、合併前の条例の収益分収

割合は効力を失いますので、保安林以外の部分林は収益分収割合が市2割、造林者8割となります。

しかし、合併前の保安林以外の部分林で、収益分収割合において既に市1割、造林者9割と設定された契約が99件あります。その契約につきましては、造林者に不利とならないよう、従来どおり市1割、造林者9割の保安林と同じ収益分収割合を認める場合であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

附則第3項を削除することにより、今までの市1割、造林者9割から市5割、造林者5割の範囲で設定された始良地区の収益分収割合と、市1割、造林者9割から市3割、造林者7割に設定された蒲生地区の収益分収割合が、現在の始良市部分林条例第15条第2項に規定してある保安林は市1割、造林者9割、保安林以外は市2割、造林者8割に統一されます。

以上、お答えといたします。

○23番（里山和子君） 議案の46号については了解いたしました。

48号の一般会計の補正予算ですけれども、ほかのまちがどんな補正予算を組んでいらっしゃるかなと思ひまして、南日本新聞の記事からですけれども、議会のところを見てみました。

いつもいろいろ比較して言っているんですけど、いちき串木野市が1億4,748万9,000円、多いので、さつま町、あまり大きなまちではないんですけど7億7,570万円、それから薩摩川内市が2億4,563万8,000円、西之表市が4億7,391万円、曾於市が2億9,226万円、それから東串良町も大きなまちではないですが4億9,474万円、屋久島町が2億6,153万円とか、それから大島のほうでも徳之島町が1億3,083万5,000円とか、伊仙町でも8,582万8,000円とか、喜界町でも2,681万円とか、結構、始良市よりも、どこも大きな予算を大体組まれているようにお伺いいたしました。

それで、監査委員会が出されました4月の例月現金出納検査の結果についてという報告書を、ちょっと見せていただいたんですけども、平成24年の4月24日現在で、23年度の収入済額、支出済額においては、約3億2,198万6,734円のマイナスになっているようです。しかし、24年度のところでは収入済み、支出済額の差し引きが9億7,167万8,357円ということで、これだけの現金があるということですかね。

それから、資金運用として財政調整基金から10億円取り崩しておりまして、4月24日現時点では16億4,969万1,623円の現金があるというふうに報告をされております。明らかに決算でも大体出ていると思うんですけども、5月で大体出納閉鎖しますからわかっていると思うんですけども、大体どのくらいの23年度は歳入歳出の剰余金が出たのか。その半分は財調に繰入れるということですが、繰越金としては6月の補正で約2億9,000万円組まれておりますので、その繰越金にする部分が剰余金の半分ぐらいなと思うんですけども、それから2億9,000万円を引いて、大体どのくらいの財源がこの6月14日に補正予算は提出されておりますので、5月末頃組まれたと思うんですけども、その時点では大体どのくらいの財源が補正予算に組める財源としてはあったのかということ、まずお知らせいただきたいと思ひます。

それから、3月の予算では実施計画のものはほとんど組んだというふうに言われています、それは当然でしょうけれども、予算化されていると思うんですが。これだけ議員も毎回、毎回二十四、五人ずつの一般質問をし、それから予算化される場合でも、やっぱり積み残しというのは各部からの要求というのは相当あって、予算化できなかった部分というのも必ず出てきたんだと思うのですよ。

それを少しでも、議員の質問というのは住民の要求ですから、そして積み残しというのもやっぱり

要求の部分ですので、それをできるだけ補正予算でも、ほかのまちがこんなに努力しておられるんですから、予算化、財源があれば予算化するのが当然だと思うんですけども、当初で頭を出さないと予算化できないものもあるというのは、私もわかりますけれども、6月補正からでも予算を組めるものもあると思うんですよ。

全部実施計画に載せなくては予算化できないということであれば、私は市長さんの裁量というのはもう要らないと思うぐらいに思うんですけども、それだけほかのまちが相当努力して予算化しているのに、どうしてこう37分で提案理由の説明で議会が終わってしまうような、非常に情けないように思うんですよ。もっと、1億でも2億でも始良市というのは、上から5番目の大きなまちですので、もっと予算化してほしいと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） まず、1点目の平成23年度の決算の見込みということで、現在調製中でありまして概略を申し上げたいと思っております。

その中で、最終的に現在留保財源として、どの程度見込んでいるかというご質問につきまして、3億8,000万円程度と考えております。この3億8,000万円が平成24年度、今年度になりますけれども、補正なり何らかの当初お願いしていた部分に変更点が変わるとするならば、予算に計上してお願いすることになる財源になるかと思っております。

それから、2点目としまして、補正のあり方ということでご説明申し上げたいと思います。

今回、平成24年度の当初予算につきましては、始良市として22年度は別としまして、23、24およそ2回目の当初予算を組ませていただくことになりました。そのような中で、まだ幾分試行的と言いましょうか、早目に合併された市とはちょっと違う部分もございまして、行革も考えたりいろんな中で、交付税が減っていくというようなものも見込んで、試行錯誤している予算の編成のありようというのがあるかと思えます。

ただ、基本的にはどうしても総合計画、それから実施計画という中でまず予算の枠を決めていくというものが基本になり、24年度につきましても、先ほどの答弁でありましたけれども、大体的見込みを立てて、その中で実施計画を立てていただき、そのすべてを予算計上することができました。

ただ、市民の皆様、またそれを代表される議員の方々はまだ要望というのがあるのも事実でございます。そのような案件について、では、いつ補正をもしくは内部で検討した上でございますけれども、ご提案できるかと言いますと、今の始良市の状況では9月議会にできればさせていただきたいなど。

と言いますのも6月議会では、まだ新年度が議員も先ほどおっしゃっていただいたわけですけども、6月議会と言いますと、定例第2回本会議ですけども、まだ当初予算がスタートして3カ月目でございます。したがって、今当初予算を各部がそれぞれスタートして、計画的な執行に入った緒についている段階でございます。

9月議会定例の第3回ごろになりますと、それぞれ残り半年ということもありまして、いろんな政策的なものやら、当初計画していたものがそのとおりになっていない部分がございますので、変更やら追加をさせていただけたらなあというふうに考えております。

以上です。

○23番（里山和子君） そういう理由もわかるんですけども、ほかのまちは、さつま町あたりで7億7,570万円、当初も組まれたと思うんですけども、小さなまちでも、まあ、そのまちで事情がある

ことは私も承知しておりますけれども、こんなに大きな予算を組んで、また仕事をなさるわけですね。

ですから、職員も正規と臨職も含めて1,000人を超えているわけですから、相当頑張ってもらわないといけないと思うんですよね、市長をはじめ。そういうことで、この1,227万円というのはいかかなものかと、非常にながかり来るんですけれども。

市長にお伺いしますが、今後大きな事業が控えておりますよね。（仮称）松原小学校、それから消防署建設、給食センターの建設とか控えていると思うんですけれども、何か大きな事業をするために予算を引き締めておかなければならないというような、そういうお考えで補正をちょっと節約するとか、あまり予算化しないとか、そういうふうなことが関連があるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいのですが。

○市長（笹山義弘君） 始良市になりまして、議員もご承知のとおり各事業は順調に推移をしているところでありますし、いろんな市民の皆様方の評価もいただいていると私は思っております。職員もそのことに向けて、合併当初から懸命に職責に当たっております、私はもう高く評価をしたいということをおもっております。

それで、全体的な予算の執行のあり方等々につきましては、その大きな課題等につきましても、今ほど議員がご指摘いただいたそれらの事業についても、実施計画に載せましてしっかり予算処置はできることから議会提案をしているわけでありますから、このことはそういう形でしっかりと今後とも進めていきたいというふうに思います。

そういう中で、喫緊の課題と言いますか、先般来ご質問にもお答えしておりますように、経済は生き物でございますから、それに合わせて、また大きな予算を含めてかじを切らないといけないという事案も出てくるわけであります。

そういうことについてはしっかりと、今、総務部次長が答弁をしましたように、9月なり時期を見て、またご提案をさせていただきたいというふうに思っておりますが、全体としては、年度を通して、その評価がどうであったかというようなことをご指摘をいただいたことは、十分にそのことはお受けいたしますけれども、年度途中で、まだそういう作業を進めている中で、たまたま補正予算が少なかったことで事業をしていない、仕事をしていないんじゃないかという評価をいただくことは、甚だ心情的には心外でございます。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。

次に、24番、堀弘子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 私は1点だけ質疑をさせていただきます。

議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑いたします。

まず、1つ目に、第2条第4項の第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業とはどのような事業で、改正前とどう変わるのか。また、法第6条の4第1項に規定する里親とはどのような内容か。

2つ目に、第3条第2項の対象者としなない規定の中で、法第7条第1項に規定する児童福祉施設と

はどういう施設で、改正前の規定とどう変わるのか。3つ目に、改正により助成の対象者はどう変わるのかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質問につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件についての、1点目のご質問にお答えいたします。

小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、5人から6人の定員の住居に入居させて、家庭的な養育環境のもとで児童の自立を支援する事業であります。事業内容につきましては、改正前との変更はありません。また、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親は、養子縁組によって養親となることを県知事に認められたものであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターであります。これらの施設の入所者の医療費について、それぞれの法の定めるところにより支給されている方は、本条例の改正前と同様であります。

また、改正前の規定との変更内容につきましては、障害者自立支援法の施行に伴う知的障害者福祉法を根拠に定めていた知的障がい者援護施設等の施設を、児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設の定義に含めるものであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本議会に上程しております条例改正は、根拠としている児童福祉法の条項との整合性を図るものであり、医療費の助成を受けることができるものや、受給資格の要件を変更するものではありません。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） 法律の改正ということで、今回議案が提案されましたけれども、とても法律の改正というのは理解しにくい点が多いことからお尋ねいたしました。私への答弁と、先ほど質疑されました田口議員との答弁で、より理解することができましたので、2点ほどお伺いいたします。

第6条の4第1項が追加規定されておりますけれども、これはどういう理由によってこれが追加されたのか、いわゆる上からのつなぎ文として小規模住居型児童養育事業というふうに、住宅が住居に変わったせいなのか、そこら辺がちょっとわからないのでご説明お願いいたします。

それから、小規模住居型児童養育事業というのは、この始良市内には設置されていないということでしたが、これは県内どこに設置されていて、何箇所ぐらいあるのかをお伺いいたします。

以上、2点です。

○福祉部長（窪田広志君） 2番目の質問にお答えいたします。

始良市内には、この小規模住宅型児童養育事業は設置されておりませんが、県内におきまして

は3カ所で実施されております。日置に2カ所、南九州に1カ所、現在9人の方が、そこで生活されているということでございます。

1番目につきましては、担当課長に説明させます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

まず、小規模住宅型が住居に変わったということでございますが、これは単に従前の条例が住宅というふうになっておりましたので、今回の児童福祉法に合わせまして住居というふうに変更させていただいております。

それから、児童福祉法の件でございますけれども、これは住宅が住居に変わったからという理由で変更になったものではございません。発達障がい児の関係が明確に定義をされたため、その分が児童福祉法に追加を挿入をされましたので、その分挿入されました以降の分がずれたと、繰り下げられたということでございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。これで堀議員の質疑は終わります。

次に、17番、上村親議員の質疑を許します。

○17番（上村 親君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件について質疑をいたします。

今回の条例改正は、第15条収益の分収附則の第3項が削除をされました。この件については、過去の一般質問で条例改正を要請していたので評価をいたしますが、間伐作業等に一部補助金制度がございます。その補助金にも分収の割合が適応され、支払いを請求をされている。本条例に補助金に対する分収割合の条例があるのかどうか、考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（笹山義弘君） 上村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えをいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

ご質疑のとおり、間伐作業などの経費につきましては、国や県などからの補助があります。始良市部分林条例の第15条第1項におきまして、部分林の収益はその樹木の売却代金から、伐採、運搬、販売等の経費及び手数料等を差し引いた残金をもって分収することを原則とすると、収益の分収を定めております。

国や県などからの補助金は、伐採、運搬等に費やした費用に充てるためのものでありますので、実際、間伐作業等にかかった費用から補助金を差し引いた金額が造林者の支払う経費であります。部分林の収益は、その樹木の売却代金から、造林者が支払う経費及び手数料等を差し引いた残金をもって分収するものであります。

以上、お答えといたします。

○17番（上村 親君） まず、極論に入ります前に、なぜこの分収があるのかと言いますと、昭和39

年の12月25日条例第16号で始良町が部分林条例を出しております。その第5条部分林の区域総合点数を100として、地理級が60%、地、これは土質です、これが10%、全体の状況が30%として100%の点数で、70点から100点が、4が公、6が民です。69点以下が3が公、7が民ということになっております。

今回、保安林ということで市1割、造林者9割です。それから保安林以外は市2割、造林者が8割と、これについては評価はするんですけども、今条例になかった学校林というのがありましたね。学校林については、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

この保安林と保安林以外、これは我々分収林の代表者にはどういうふうの説明をされて、どういうふうな算定をされたのかどうか、以上、今のところ2点についてお尋ねいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 上村議員のご質問につきましては、担当課長のほうで答えます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。お答えいたします。

学有林につきましても、補助金の収益が間伐に対しましてはありますので、それについても同じような考えを持っております。

○17番（上村 親君） 数字は、同じように考えてよろしいのでしょうか。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 分収割合1、9でございます。

学有林の中には保安林もありますけれども、保安林以外もでございます。その件数についてはちょっと、今資料を持っておりません。

○議長（玉利道満君） 上村議員、もう一回質問の要旨を。

○17番（上村 親君） これ2回目に入るんですか。

○議長（玉利道満君） いえ、これは入れません。

○17番（上村 親君） では、質問を繰り返します。今までは、始良町の場合は2対8とか、それから3、7という分収割合がございましたよね。

先ほど言いましたように、搬出道路からちょっと遠ければ、それだけの造林者のほうは経費が軽減されました。今回は、保安林として、もう1、9と2、8に2つに分かれるわけですね。

我々で今まで4、6とか7、3とか言っていた部分が、保安林とするのか保安林以外と認めるのか、その算定の基礎はどういうふうになるのかということです。わかります。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 今のご質問にお答えいたします。

土地台帳におきましては、保安林になっているところにつきましては、現在、始良地区で市4割、造林者6割のところも1割と9割の保安林の対象となります。それと、保安林以外のところにつきましては、市2割、造林者8割という形になります。

以上です。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。しばらく休憩します。
（午前10時59分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に続き、開会いたします。
（午前11時00分開議）

○議長（玉利道満君） 回答できましたか。担当課長。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） お答えいたします。

今の法務局で保安林として登録されている土地につきましては1、9でいきまして、保安林以外の山林につきましては2、8でいくということで、今までの地理、地級そういったものにとらわれず分収割を設定していくということになります。

以上です。

○17番（上村 親君） 旧始良地区の条例では、学校林がきちんと載っているんですね、条例の中に。なぜ今回、そのようなことを載せなかったのかどうか。

それから、補助金の問題なんですけれども、今までは間伐の年数が35年生までということでありましたけれども、今回、改正になりまして60年生まで間伐ができますよということになったんですが、60年生というと、ほとんど立派な製材にできる品なんですけれども。

これについて、やっぱり補助金も結構たくさん出ると思うんですけれども、ただ、1町歩、2町歩の分収をもっている代表者、これについてはそんなに金額は響かないと思うんですけれども、ただ、北山とか蒲生地域に何町歩、何十町歩ともっていらっしゃる方なんかは、非常に金額に差が出てくると思うんですけれども、このまた計算様式が森林組合がほとんど一手に受けて、計算か何かして、これだけ残りましたよって、ドンと我々は渡されて、それによって農政課のほうに行って林務課のほうでやるんですけれども、補助金にも分収がかかるだけけどということで、ビックリしたんですけれども。

この補助金というのが、結局伐採、運搬、それから全部経費を引いた残りの金額に分収割額が来るんですけれども、その中でどうして補助金というのが残った金額になるのかというのが、どうも腑に落ちないんですけれども、そこをちょっと詳しく説明していただけませんか。これは2回目ですよ。

○議長（玉利道満君） いや、3回目です。

○農林水産部長（安藤政司君） 補助金と経費のことですが、先ほど副市長のほうから説明をいたしましたけれども、売却代金があります。それで経費の部分は、経費が森林組合のほうから来ると。経費に対して間伐の助成金が国・県を通して交付されると思います。

経費の考え方がありますが、経費に対しての補助金でありますので、経費が50万円かかれば、その補助金は六十八、七割弱来るので、30万円ほどと。経費は、実質の経費というのは50万円から補助金の30万円を引いた20万円が経費という考え方になります。ですから、売上からその経費を引いた残

りの部分について、分収割合に基づいて造林者の方と市と分けるという考え方でございます。
以上です。

○議長（玉利道満君） 以上、3回になりましたが、教育部長。

○教育部長（湯川忠治君） ちょっと学有林のことについて、ちょっと申し上げます。

始良市学有林の設置管理及び処分に関する条例というのがございまして、その第6条に学有林の収益分収というのが規定されております。これでいきますと、民有林に学有林を設定した場合の収益分収は市が10分の8、当該民有林の所有者が10分の2ということで規定をされております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） 3回終わりましたので、これで上村議員の質疑を終わります。

次に、29番、森川和美議員の質疑を許します。

○29番（森川和美君） それでは通告をしております質疑をいたします。

まず、議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の中で出ております、1番目の急速充電設備の設置はどのような場所あるいは箇所が想定されるか。

2番目、現在、始良市内全体で電気自動車の台数は何台ぐらいあるかということです。

議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）について、まず、1番目が13ページのコミュニティ助成事業助成金が2団体に出ておりますが、思川水系美化浄化対策委員会及び松原上自治会それぞれの事業の内容を示していただきたいと思います。2番目、この事業は単年度限りであるのかどうか。

次に、議案第48号、これも一般会計補正予算ですけれども、19ページの消防費の蒲生地区防災行政無線屋外拡声子局移設の内容を示していただきたいと思います。

最後ですが、議案第49号 財産取得の件が提案されておりますけれども、1番目、今回の高規格救急自動車はどの場所に配置されるのか。2番目、前車の走行数は何kmか。3番目、今回の購入車と前車との違いがあるのかどうか。4番目、今回の財産取得で何社が指名入札に参加したのか、そして、それぞれの入札額を示していただきたいと思います。さらに、最低制限価格はどのように設定したのかでございます。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件についての、1点目のご質疑にお答えいたします。

現在、市内における急速充電設備の設置はありませんが、県内に14カ所ほど設置済みで、内訳は自動車ディーラーが9カ所、駐車場1カ所、その他4カ所に設置されております。全国的には、高速道路のサービスエリア、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等への設置が進んでおります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

市内における電気自動車の登録台数については、調査したところでは日産製が5台、三菱製が2台

のようであります。

次に、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）についての1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うものであります。思川水系美化浄化対策委員会に対する助成250万円は、その中の一般コミュニティ事業であり、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な住民福祉の向上を目的とするもので、刈払機や自走草刈機、自走斜面草刈機などの購入費であります。

次に、松原上自治会に対する助成190万円は、地域防災組織助成事業であり、発電機、エンジンカッター、車いす、担架など自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業であります。これらの事業は、すべて住民福祉の向上を目的とする助成金で、単年度事業となります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

平成9年3月川東中自治会、川東後自治会、川東上自治会の一部及び鶴木原団地の約260世帯を対象に、防災行政無線屋外拡声子局を民地に設置しておりましたが、本年5月8日に当該民地が売買され、新しい土地所有者から家を新築するので、ことし7月末までに敷地内の防災行政無線を撤去してほしいとの申し出があったことから、その移設に必要な経費を計上したものであります。

移設先は、現在の位置から東側へ約100m離れた、市が所有する法寿寺墓地の一面を予定しており、スピーカーやアンテナ、受信機等は現在のもので使用いたしますが、これらの機材を据えつけるための鋼管柱につきましては、基礎部分にコンクリートが巻きついていることや、設置から15年が経過して一部が腐食していることなどから新しいものといたします。

次に、議案第49号 財産の取得に関する件についての、1点目のご質疑にお答えをいたします。

高規格救急自動車の配置場所は、蒲生分遣所であります。

2点目のご質疑についてお答えをいたします。

蒲生分遣所に現在配置しております救急自動車の走行距離は、約12万6,000kmであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

蒲生分遣所に現在配置しております救急自動車は、標準型救急自動車であります。今回購入予定の高規格救急自動車は、救急救命士が応急処置を行うために使用する高度救命処置用資機材を新たに搭載したものであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の入札は、鹿児島トヨタ自動車株式会社と鹿児島日産自動車株式会社の2社を指名して行い、入札額は鹿児島トヨタ自動車株式会社が2,856万円、鹿児島日産自動車株式会社が3,069万450円でありました。また、最低制限価格の設定につきましては、採用いたしておりません。

以上、お答えいたします。

○29番(森川和美君) 質疑の回数は、あと2回でございますので少しまとめて再質疑をいたします。

まず、この1番目の急速充電設備の件ですが、これは相当な縛り、規則が改正になっているんですけども、それだけこの急速充電設備はいわゆる危険性があるのかどうか。そして、本市においてはまだ設置はないということですが、これらのことは、いわゆる国のほうでできるだけこれを推進しなさいということも含めて、提案されていると私は認識しておるんですが、まあ、ご案内のとおり電気事

情が節電という観点もありますし、今いろいろな要素があるわけですが、しかしながら、いずれはこれを推進していくんだらうというふうに思っているんですけども、その際に、こういった形でこの充電設備を設置していくのか。

2番目のこのコミュニティの一般会計補正の件ですけれども、これを見ておきますと、2団体にコミュニティ活動の充実強化ということで補助しているわけですが、これは、いわゆるこの2団体から提出されてこの事業に至ったのか、そこらの状況を教えていただきたいと思います。

そして、単年度事業となっておりますけれども、これ一般質問みたいになります、こういうものはほかの組織にも、団体にも継続推進すべきだと思っているのですが、そこら辺のお考えをお示ししていただきたいと思います。すいませんけど、全部2問目にまとめますので。

それと、この防災行政無線の移設、このような状況のところはほかにもあるのかどうか、設置から15年とか、あるいは、今現在設置されているところが民有地とかいろいろな状況で、移設が必要であるところがあるのかどうか。

それと、最後の財産取得の高規格救急自動車の件ですけれども、走行距離は、約12万6,000kmでありますということですが、これの車の買い換え、その基準というのは、きちっとあるのですかね、基準。そして、今回は蒲生の分遣所に配置するということですが、救急救命士の配置状況をお知らせしていただきたいと思います。

それから、この車両の本体と取り付け品及び付属品の部分が、この議案の中に説明書きでありますけれども、この取り付け品及び付属品の部分と、高度救命処置用資機材この部分の金額が明らかになりますか。

○消防長（黒木俊己君） 急速充電設備の件につきましては、担当課長に答弁させます。

あとの財産取得の件でございますが、買い換の基準は特に設けておりませんが、救急車等におきましては、大体、年数におきまして10年から12年を一応基本に更新をするようにいたしております。走行距離につきましては、蒲生等で示しておりますように10万km以上というような形になります。

それから、救命士の配置状況でございますが、蒲生分遣所で5名配置いたしております。すいません、5名と申し上げましたが救命士は4名でございます。それと付属品と救命士専用の部品等につきましては、内容はちょっとここで把握しておりません。

以上です。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質疑の2点についてお答えいたします。

まず、順番が変わりますけど、ほかの組織にも推進すべきではないかという点でございますが、今回のコミュニティ助成事業につきましては、この事業の活用につきましては各自治会長あてに、漏れないように個別に直接文書で配布しております。

そういうことで、この団体のほうからことしは10ですけど、10の中には市も1つ入っておりますが、9団体から応募がありまして5団体が採択されております。

企画部のほうで所管しております一般コミュニティ費としまして、3自治会からのものが採択されております。今議員が申されました思川水系のものと、それから星原自治会、それから帖佐八幡浜下り保存会、それから災害対策費で組んでおります地域防災としまして松原上自治会でございます。

以上でございます。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

他に移設箇所があるかということでございましたが、始良市内に今回の箇所を除きまして、あと3カ所ございます。1カ所が始良地区でございまして、中津野の自治会、これが民家の庭先にたっております。それから蒲生地区が北地区と迫地区、これも民地にたっております。

今後、移設の必要性はないのかということでございますけれども、今後アナログからデジタル波に移行してまいります。その時点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○消防本部予防課長（岩爪 隆君） 予防課の岩爪でございます。お答えいたします。

急速充電設備について危険性はあるのかというご質問ですが、この急速充電設備につきましては、火災の発生の恐れのある設備、いわゆる対象火器設備等として位置づけがしてあります。ですので、この設備に関しましては、当該設備を設置をする際、一構造及び管理に関する基準というのが設けてありますので、この基準にのっとり設置がされることになります。

それから、この設置状況につきましては、全国的に普及が急速に進んでいる状況でございますので、近い将来うちの市内にも設置されることと思っておりますが、その際にはこういった一構造及び管理に関する基準、この管理にのっとり申請があった場合には設置をされることになると思います。

以上です。

○29番（森川和美君） それでは最後ですが、この財産取得の、今の答弁では取り付け品及び付属品、それと高度救急処置用の資機材が、車両本体と一緒にこの価格に決定しているというふうに理解するんですが、ここらはどうなんですか、やはりこれは明らかにしないといけないのではないかな。他の市なんかも同じような状況なんですかね。全体で2,856万円ということなんですか、やはりここらはきちっと明らかにすべきだと思うんですよ。どうなんですか。

それと、基準がないということなんですけれども、おおむね10年から12年、10万km以上ということなんですが、私の軽自動車、今13年で9万km走っているんですよ。調子は最高なんですが、まあ、救急自動車ということで人の命、安全を救急に搬送するということで、極めて重要な車両ではあるんですが、やはり現在においては、そういったところもきちっと基準を設けて、あるいは付属品がこれだけの部分で全体で2,856万円と、そのように提案すべきだと思うんですが、どうでしょうかね。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

全体で2,856万円ということで、標準型の救急車と、そしてまた高規格救急車との違いというのは3点ほどありまして、気道の確保とか、そしてまた点滴の資材、それと救命士のプロが使いますAED、こういった3つの資材が標準型の救急車と違いまして備えつけてあります。

そういうことで、一応中身につきましては詳細に部品等の取り付けでございますので、内容的にはあろうかと思っておりますけれども、全体で入札というような形になりますので、こういった形で公表しているところでございます。

それから、規定につきましては、またいろいろ検討をしながら、今回変えます救急車も代車のほう

に持って行って古い順から廃車していくというような形を取っておりますので、そういった更新の規定というものは、また、今後検討していきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（玉利道満君） これで、森川議員の質疑は終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で日程第1、議案第43号から日程第7、議案第49号までの7案件の一括質疑は終わります。

ここでしばらく休憩いたします。10分間といたします。

（午前11時28分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時38分開議）

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、配付しました議案処理一覧に沿って処理をいたします。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第43号 始良市行政改革推進委員会条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第43号 始良市行政改革推進委員会条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第43号 始良市行政改革推進委員会条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第44号 始良市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第44号 始良市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第44号 始良市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第45号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件は議案処理一覧表のとおり産業文教常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第5、議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第47号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、各所管の常任委員会へ付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第7、議案第49号 財産の取得に関する件は、総務常任委員会へ付託します。

○議長（玉利道満君）

日程第8、請願第3号 始良市西餅田の「地藏橋踏切」の拡幅を求める請願書

日程第9、請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書

日程第10、陳情第4号 公園設置に関する陳情書

日程第11、陳情第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書

及び

日程第12、陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書の5件を議題とします。

○議長（玉利道満君） ただいま議題となっております5件につきましては、配付しました請願、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は7月5日午前10時から開きます。

(午前11時47分散会)